令 和 ９ 年 度
柏駅前送迎保育ステーション
利 用 案 内

令和８年 11 月

柏市こども部保育運営課

1　柏駅前送迎保育ステーションについて

(1) 事業の目的

・自宅及び通勤経路から離れた園を利用する保護者の利便性向上を図るものです。

・柏駅周辺は３歳児から５歳児までが利用できる保育園等が少ないことから，柏駅前送迎保育ステーション（以下「ステーション」といいます。）を設置し，駅から離れた場所にある園（以下「送迎先の園」といいます。）を柏駅周辺の小規模保育事業所等の連携園とすることで，同事業所等の卒園児の進級先を確保し，いわゆる「３歳の壁」を解消しようとするものです。

(2) 事業の概要

・ステーションと市内の指定園をバスで結び，直接「送迎先の園」に行かなくてもステーションにて朝の送り出し，帰りのお迎えができます。

・ステーションでの保育，バスによる送迎，「送迎先の園」での保育を同じ法人の先生が行うため，ステーションでお子さんの園の様子を聞いたり，子育ての相談などをすることもできます。

・同じ法人が一貫して保育等を実施しますが，次の表の①から③までの事業を組み合わせているため，それぞれの事業について利用申込等を行う必要があります。

事　業	実施主体	申込方法等
①柏駅前送迎保育ステーション	柏市※	「送迎先の園」経由で柏市に申込み
②送迎バス	送迎先の園	「送迎先の園」に申込み
③認定こども園	送迎先の園	【１号認定】「送迎先の園」に申込み 新２号認定　柏市に申込み
	送迎先の園	【２号認定】柏市に申込み

※柏市が「送迎先の園」にステーションでの保育等を委託しています。

(3) 場所

柏市柏４－９－７　柏市子ども・子育て支援複合施設３階

※駐車場はありません。自転車又は徒歩でお越しください。

※駐輪スペースは，お子さんの送迎時のみ利用できます。駐輪したまま他の場所（職場など）に行くことはできません。

(4) 開所日・時間

月曜日から土曜日まで（祝日及び年末年始を除く）

午前７時から９時まで，午後４時から７時まで

(5) 送迎先の園

①手賀の丘幼稚園・保育園（認定こども園）

柏市五條谷４２３－５

電話：０４－７１９１－３０５９

②柏みどりこども園（認定こども園）

柏市東中新宿３－２３－１０

電話：０４－７１７２－０４２６

③ホザナ幼稚園（認定こども園）

柏市東３－２－５

電話：０４－７１６７－６７９０

(6) 利用定員

各園２４名（３・４・５歳児）

(7) 対象となるお子さん

次のア～ウの要件を全て満たすお子さんが対象となります。

ア　柏市から保育の必要性の認定（教育・保育給付認定の２号認定又は施設等利用給付の新２号認定）を受けていること又は申請していること

イ　「送迎先の園」（（５）に記載の園）を利用する３歳児・４歳児・５歳児クラスに在籍している又は在籍見込みのお子さん

ウ　自宅から「送迎先の園」までの送迎時間が片道１０分以上

であること

※特別な事情があり利用を希望される場合は，保育運営課にご相談ください。

※安全な保育・送迎が困難であると判断される場合は，利用できません。

(8) 利用料金

月額使用料：１，０００円

延長使用料（１８：００以降の利用）：１回１００円

※ステーション使用料の他に，園が定める送迎バスや施設の利用等に係る費用が別途必要となります。
詳細は，希望する「送迎先の園」にお問い合わせください。

※生活保護世帯，市民税非課税世帯，里親等の方は免除となります。

※使用料の免除対象となるか確認するため，課税状況等を確認させていただきます。

※利用決定後，口座振替依頼書を銀行にご提出いただき銀行口座から使用料を引落します。登録が終了するまでの間は，銀行等の窓口で使用料を納付していただきます。

(9) 1 日の流れ

目安時刻	行動内容
７：００～ ８：００頃	保護者がステーションにお子さんをお連れください。 ※「送迎先の園」が指定する時刻までの登所をお願いします。バス乗車前の準備等もありますので，登園時間を厳守してください。 ※利用のキャンセル方法は園ごとに異なります。「送迎先の園」にお問い合わせください。
９：００頃	ステーションから「送迎先の園」に送迎バス出発 ※出発時刻は園によって異なります。
９：３０頃～ １５：３０頃	「送迎先の園」で保育
１５：３０頃～	「送迎先の園」からステーションに送迎バス出発 ※出発時刻は園によって異なります。 ※利用のキャンセル方法は園ごとに異なります。「送迎先の園」にお問い合わせください。
１６：３０頃～ １９：００	保護者がステーションにお迎えに来てください。 ※到着時刻は園によって異なります。 ※１８：００以降は延長使用料が加算されます。 ※１９：００までのお迎えをお願いします。

※「送迎先の園」が指定する登所時刻は，利用者数，道路状況等によって変更することがあります。

２　利用申請について

(1) 利用申請書受付期間

原則として，以下の期間内に申請を受付けます。期間内の利用申請者数が定員の空き数を上回る場合，市が利用調整を行います。

利用調整の結果，利用できないことがあります。

利用開始 希望月	受付期間	結果回答 予定日
令和９年 ４月１日	令和８年 11月２日(月)～12月７日(月)	令和９年 ２月４日(木)
５月１日	令和９年 ３月15日(月)～４月５日(月)	４月14日(水)
６月１日	４月15日(木)～４月30日(金)	５月14日(金)
７月１日	５月17日(月)～６月４日(金)	６月14日(月)
８月１日	６月15日(火)～７月５日(月)	７月14日(水)
９月１日	７月15日(木)～８月５日(木)	８月13日(金)
10月１日	８月16日(月)～９月３日(金)	９月14日(火)
11月１日	９月15日(水)～10月５日(火)	10月14日(木)
12月１日	10月15日(金)～11月５日(金)	11月15日(月)
令和10年 １月１日	11月16日(火)～12月３日(金)	12月14日(火)
２月１日	11月16日(火) ～12月７日(火)	12月24日(金)
３月１日		令和10年 １月４日(火)
４月１日	令和９年11月１日(月)～未定 詳細は令和９年11月１日に市のホームページにてお知らせします。	

(2) 連携等による利用申請について

（１）とは別に，連携先の小規模認可保育事業所及び「送迎先の園」の在園児並びに新年度４月から１号認定を受けて送迎先の園に入園する児を対象に利用申請書の受付を行います。

ア　連携先の小規模認可保育事業所の在園児【９月頃募集】

以下の園は，ステーションの利用を想定した「小規模認可保育事業所の卒園後に教育又は保育を提供する連携施設」に設定しているため，連携施設への入園が決定したときにはステーションを利用することができます。

小規模認可保育事業所	連　携　施　設
童夢ガーデン柏保育園	手賀の丘幼稚園・保育園 （保育利用）
保育ルームフェリーチェ柏園	ホザナ幼稚園 （保育利用）

※利用希望者が連携施設の定員を上回る場合は，優先的な利用調整によって利用者を決定します。

※優先的な利用調整については「柏市令和９年度保育園等利用申込みのご案内」をご確認ください。

イ　「送迎先の園」の在園児【９月頃募集】

３歳児からステーションを利用することを前提に３歳児未満から「送迎先の園」に入園した園児を対象に利用者の募集を行います。詳細は「送迎先の園」にお問い合わせください。

ウ　新年度４月から１号認定を受けて「送迎先の園」に入園する児【１１月１日募集開始】

新年度４月から１号認定を受けて「送迎先の園」に入園する児を対象に利用者の募集を行います。詳細は「送迎先の園」にお問い合わせください。

(3) ステーション利用申請手続き

お子さんの在園状況や利用区分によって手続きが異なります。下表で該当する記号（A～C）のページをご覧ください。

既に「送迎先の園」に在園している方	１号認定＋新２号認定	**９ページのA** をご覧ください
	２号認定	
これから入園を申込む方	１号認定＋新２号認定	**１０ページのB** をご覧ください
	２号認定	**１１ページのC** をご覧ください

※この利用案内をご確認いただくとともに，柏駅前送迎保育ステーション事業について十分にご理解いただいた上で申請してください。

【参考】各認定区分について

＜教育・保育給付認定＞

認定区分	利用対象	保育の必要性の認定
１号認定	教育利用 ・幼稚園 ・認定こども園(幼稚園機能)	不要
２号認定	保育利用 ・保育園 ・認定こども園(保育園機能)	**必要**

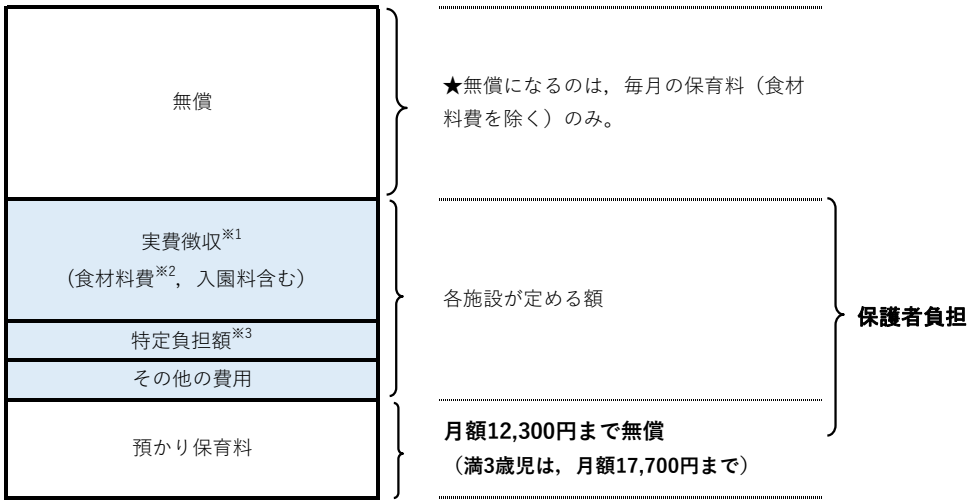
＜施設等利用給付認定＞

認定区分	利用対象	保育の必要性の認定
新２号認定	認定こども園（幼稚園機能）が実施する預かり保育事業	**必要**

※保育の必要性とは，保護者の就労，妊娠，出産，疾病，障がい等に該当することをいい，市が定める要件に該当すると認定を受けることができます。

【参考】保護者負担のイメージ図

○認定こども園の1号子ども

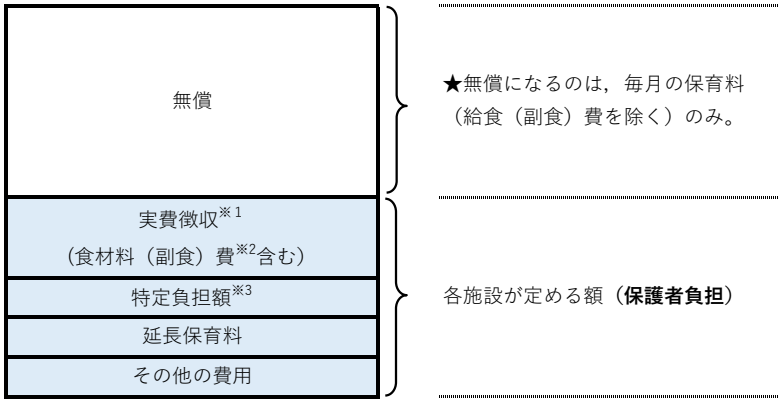


※1　施設の利用において通常必要とされるものに係る費用で，保護者に負担させることが適当と認められるもの

※2　年収約360万円未満の世帯に属する子ども及び第3子に係る食材料のうち**副食費**は，免除。

※3　教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価（例：施設整備・維持費，特定職員配置費など）。　（徴収していない施設もあります。）

○認可保育園（公立・私立）及び認定こども園の2号子ども（3歳児～5歳児）



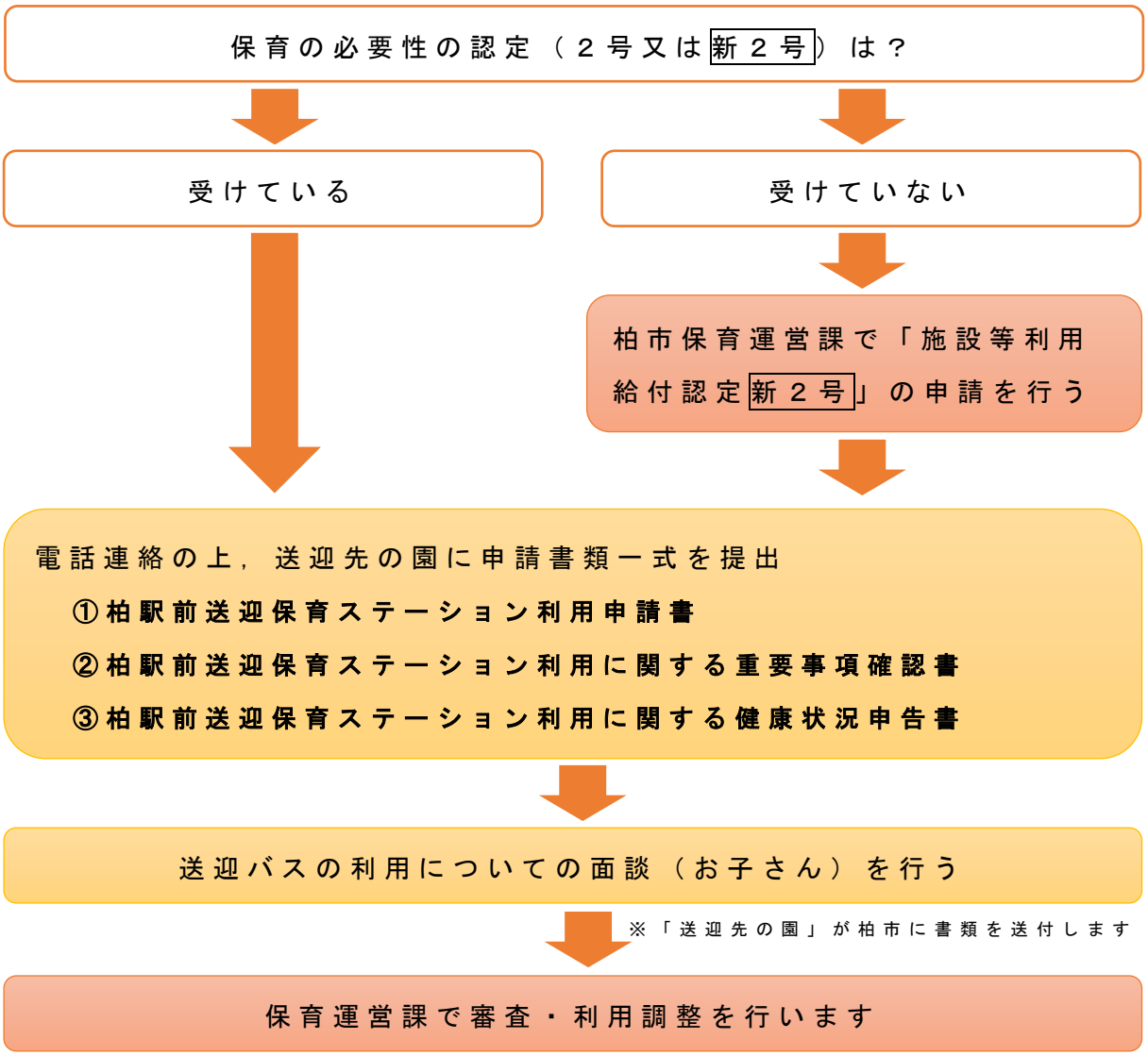
※1　施設の利用において通常必要とされるものに係る費用で，保護者に負担させることが適当と認められるもの

※2　年収約360万円未満の世帯に属する子ども及び第3子に係る食材料（副食）費は，免除。

※3　教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価（例：施設整備・維持費，特定職員配置費など）。
認定こども園では「入園料」として徴収している場合もあります　（徴収していない施設もあります。）。

A　既に「送迎先の園」に在園している方

「送迎先の園」の３歳児・４歳児・５歳児クラスに在籍している方の手続きです。



※必要に応じてその他の書類提出をお願いすることがあります。

B　これから入園を申込む方（１号認定＋新２号認定）

認定こども園（幼稚園機能）の入園申込と，ステーション利用申請を同時に行う方の手続きです。

電話連絡の上，「送迎先の園」を見学し，運営上の重要事項について説明を受ける

↓

「送迎先の園」で入園申込（１号認定）を行う

↓

保育の必要性の認定（２号又は新２号）は？

↓

受けている

受けていない

↓

柏市保育運営課で「施設等利用給付認定新２号」の申請を行う

↓

電話連絡の上，送迎先の園に申請書類一式を提出

①柏駅前送迎保育ステーション利用申請書

②柏駅前送迎保育ステーション利用に関する重要事項確認書

③柏駅前送迎保育ステーション利用に関する健康状況申告書

↓

送迎バスの利用についての面談（お子さん）を行う

↓

※「送迎先の園」が柏市に書類を送付します

保育運営課で審査・利用調整を行います

※認定こども園への入園は，各園との直接契約に基づくものになります。希望する認定こども園の運営上の重要事項について，申込前に必ず認定こども園から説明を受けてください。

※必要に応じてその他の書類提出をお願いすることがあります。

C　これから入園を申込む方（２号認定）

認定こども園（保育園機能）の入園申込と，ステーション利用申請を同時に行う方の手続きです。

電話連絡の上，「送迎先の園」を見学し，運営上の重要事項について説明を受ける

↓

保育園等入園申込における第１希望園は？

送迎先の園	保　育　園	他の認定こども園
↓	↓	↓
電話連絡の上，「送迎先の園」に保育園等利用申込書一式を提出	柏市保育運営課に保育園等利用申込書一式を提出	第１希望の認定こども園に保育園等利用申込書一式を提出

↓

電話連絡の上，「送迎先の園」に申請書類一式を提出

①柏駅前送迎保育ステーション利用申請書

②柏駅前送迎保育ステーション利用に関する重要事項確認書

③柏駅前送迎保育ステーション利用に関する健康状況申告書

↓

送迎バスの利用についての面談（お子さん）を行う

↓　※「送迎先の園」が柏市に書類を送付します

保育運営課で審査・利用調整を行います

※認定こども園への入園は，各園との直接契約に基づくものになります。希望する認定こども園の運営上の重要事項について，申込前に必ず認定こども園から説明を受けてください。

※保育園等利用申込についての詳細は，柏市ホームページを確認するか，柏市保育運営課までお問合せください。

・柏市ホームページ
https://www.city.kashiwa.lg.jp/haguhagu/navi/nyuennyugaku/hoikuen/index.html
・柏市こども部保育運営課
電話：０４－７１６７－１１３７

※ステーションの利用調整によって，ステーションが利用できない場合に「送迎先の園」を入園希望園としないときは，柏駅前送迎保育ステーション利用申請書の該当欄にチェックを入れてください。

※ステーション利用申請において，「送迎先の園」を２つ以上同時に申請する場合，それぞれの園にステーション利用申請書一式を提出し，送迎バス利用についての面談（お子さん）を行う必要があります。

※必要に応じてその他の書類提出をお願いすることがあります。

３　ステーション利用にあたっての主な留意事項

(1) ステーションを利用できないとき

以下の場合はステーションを利用することができません。ご家庭で保育，又は保護者が直接「送迎先の園」まで送迎してください。

□日曜日，祝日，年末年始（１２月２９日～１月３日）
□「送迎先の園」が指定する時刻までに，ステーションにお子さんを預けることができない場合
□風邪などで体調が悪いときや，感染症対策を理由に「送迎先の園」をお休みする場合
□感染症対策のため，「送迎先の園」が学級閉鎖とする，又は市がステーションの運営を休止する場合
□慣らし保育，ご家庭の都合，お子さんの体調不良等によって「送迎先の園」を早退する場合（慣らし保育の要否や期間については，「送迎先の園」に事前にご確認ください。）
□「送迎先の園」の行事等（遠足，運動会等）によって，バスが運行しない場合
□災害や悪天候等によって市がステーションを運営できない場合（災害・悪天候時の対応については４もご確認ください。）
□災害や悪天候等によって「送迎先の園」が臨時休園となった又は送迎バスを運行できない場合
□施設建物の設備点検等によって市がステーションを運営できない場合
※お子さんをステーションに預けた後に，体調が悪化するなどしてバスに乗車できない場合は，速やかにステーションまでお迎えをお願いします。
※「送迎先の園」で体調が悪化するなどして，バスに乗車できない場合は，「送迎先の園」まで直接お迎えをお願いします。

(2) ステーションにおける保育について

□ステーションを利用しない場合（保護者が直接「送迎先の園」に送迎を行う，欠席など）は，「送迎先の園」が指定する方法で連絡をお願いします。

□お迎えに来る方の登録方法は園によって異なります。「送迎先の園」にお問い合わせください。また，お迎えに来る方の情報は，「送迎先の園」と市で共有（書類を複写等）します。

□感染症等により「送迎先の園」をお休みし，登園の再開に当たり治癒証明書等の書類が必要となる場合は，その情報を「送迎先の園」とステーションで共有（書類を複写等）します。

□通園バッグなどの荷物については，ステーション又は「送迎先の園」が指定する方法で「園名」と「氏名」を記載していただきます。

□ステーションの利用にあたっては，保護者と「送迎先の園」のコミュニケーションの確保が重要になります。「送迎先の園」の指定する方法で日頃からコミュニケーションを取るようお願いします。

□金銭等の授受については，保護者と「送迎先の園」で直接行ってください（ステーションは関与しません。）。

□医療的な見地からお子さんが服薬を必要とする場合は，対応が可能か「送迎先の園」にご相談ください。

(3) 利用開始後の手続きについて

□利用終了するときや，１（７）の要件を満たさなくなった場合には，「柏駅前送迎保育ステーション利用辞退届出書」を「送迎先の園」に提出してください。

(4) その他

□TeToTe専用駐輪場は，送迎時のみのご利用となります。TeToTe駐輪場に駐輪する際は，自転車に駐輪許可証の掲示が必要です。ご利用を希望される方は，ステーション専用許可証を発行しますので，職員までお申し出ください。

□３階の階段スペースに，ベビーカー置き場があります。畳んで置いていただくことができますが，故障や盗難等の責任は負いかねます。

□TeToTeには，専用の駐車場はありません。TeToTe前への駐停車も事故等の恐れがありませすので，ご遠慮ください。

□TeToTe 前の道路は，歩行者も交通量も多く大変危険です。工事車両も往来しますので，お子さんの飛び出しなどで，大きな事故につながる恐れもあります。十分にご注意ください。

４　台風・地震等の警報発令時の対応

□以下の場合，柏市内の認定こども園は臨時休園となります。

・柏市内で震度５強以上の地震が発生した場合

・柏市が必要と判断した場合（特別警報，危険警報，市内鉄道の計画運休など）

□「送迎先の園」が臨時休園の場合は，ステーションでお子さんを預かりません。

□お子さんをお預かりした後に臨時休園となった場合には，ステーション又は「送迎先の園」にお迎えをお願いします。お迎えの場所は「送迎先の園」から連絡します。

□災害の状況によっては避難所に移動してお迎えを待つ場合があります。「送迎先の園」の避難先は，事前に各園に確認してください。

□「送迎先の園」が臨時休園にならない場合であっても，天候等の状況によっては送迎ルートを変更したり，送迎バスを運休することがあります。

５　事故について

事故が発生しないよう細心の注意を払い事業を運営してまいりますが，事故が発生した場合には１（２）の事業の実施主体が対応します。

なお，柏駅前送迎保育ステーションにおける事故に備え，賠償責任保険に加入しています。

６　その他

この利用案内や申請書類等の内容は，事業の運営状況に合わせて変更することがありますのでご了承ください。

お問い合わせ先

柏市こども部保育運営課（本庁舎別館３階）

TEL：04-7167-1137

受付時間：平日午前８時 30 分～午後５時 15 分